

(仮称) 桑名市こども計画の骨子

目 次

1	計画策定の背景	2
(1)	こども基本法の施行～こどもまんなか社会を目指して	2
(2)	桑名市におけるこども施策の経緯	4
(3)	市町村こども計画について	5
(4)	(仮称) 桑名市こども計画の策定	6
(5)	桑名市子ども・子育て会議の設置・運営	6
2	計画の位置づけ	7
(1)	法的な位置づけ	7
(2)	他計画との関係	7
3	計画の期間	8
4	計画の策定体制と手法	8
(1)	策定体制	8
(2)	アンケート調査の実施	8
(3)	ヒアリング調査及びワークショップ等の実施	9
5	基本理念	10
6	基本的な視点	11
7	基本目標	12

1 計画策定の背景

(1) こども基本法の施行～こどもまんなか社会を目指して

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

そして、同法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

同法において、国は、これらの基本理念にのっとり、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。

「こども大綱」とは、これまで別々に推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を1つにまとめ、政府全体のこども政策について基本方針などを定めるもので、少子化に限らず、若者支援やこどもの貧困などの分野を対象としています。

こども基本法では、この大綱と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務となっています。

〔国のこども政策に関する主な動向〕

令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等） ・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布 ○こども基本法公布
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所作りに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定

(2) 桑名市におけるこども施策の経緯

桑名市では、平成15・16年度において、我が国の少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援に係る目標を定めた「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。

平成20年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

前期行動計画が始まった平成17年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェックし進捗管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、さまざまな提言を行ってきました。

次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援の目指すべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承しています。

平成25・26年度には、こどもの保護者を対象としたニーズ調査を実施するとともに、広く関係者を対象にヒアリング調査及びワークショップを行い、きめ細かなニーズ把握を行いながら、子ども・子育て支援法等に基づく「桑名市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定しました。また、平成29年度には、計画の数値と各事業の実績値を検証し、桑名市子ども・子育て会議の意見を聴きながら、「量の見込み」等の見直しを行いました。

平成30・平成31（令和元）年度には、第1期計画の手法を踏襲して、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めています。

さらに、学童保育所の小学校敷地内への移転の推進や育休退園制度の廃止など、大変な子育てを社会全体で支え、こどもが安心安全に育つことができる環境づくりを進めています。

令和5年度からは「人口減少対策パッケージ」として、①児童手当・特別給付の所得制限をなくし、18歳年度末まで範囲を拡大した桑名版子ども応援手当の支給、②子ども医療費助成制度、③子どもの一時的預かりとヨガや温泉、ランチなどを組み合わせた「選べる桑名子育てリフレッシュ事業」、④Pairsとの連携による出会い支援やメタバース婚活事業、⑤結婚新生活支援事業など、人口の流入促進と流出抑制、定着環境の整備を同時に進める取組を進めています。また、令和6年度からは、保育士の確保や保育現場の労働環境の改善に向けた支援策を内容とした桑名市版「保育現場充実パッケージ」を推進しています。

(3) 市町村こども計画について

前述したとおり、こども基本法第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成できるとされています。

既存の法令に基づく計画と一体のものとして市町村こども計画を作成することにより、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、市民にとって一層分かりやすいものとしします。

〔市町村こども計画と一体的に作成できる計画〕

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 - 〔 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画 等 〕

(4) (仮称) 桑名市こども計画の策定

「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」を一体的に策定し、〈子ども〉〈親・家庭〉〈地域〉の3つの基本的視点に立って施策を展開しています。

「(仮称) 桑名市こども計画」は「こども基本法に基づく市町村こども計画」として、「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」を踏襲するとともに、内容を拡充することで、「子どもの貧困対策計画」を包含した形にまとめ、こどもに関する総合的な計画に位置付けます。さらに、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していきます。

「(仮称) 桑名市こども計画」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども大綱」に定められた基本的な方針、重点事項等を勘案し、以下の計画を一体的に作成します。

〔(仮称) 桑名市こども計画として一体的に作成する計画〕

- ・ こども基本法に基づく市町村こども計画
- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・ 子どもの貧困対策計画
- ・ 母子保健を含む成育医療等に関する計画

(5) 桑名市子ども・子育て会議の設置・運営

国は、子ども・子育て支援法第72条に基づき、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました。

桑名市においても、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、平成25年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づき「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければなりません。

さらに、今後は、桑名市のこども施策に関する検討をはじめ、「(仮称) 桑名市こども計画」の策定・変更にかかる審議を、この会議において行います。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

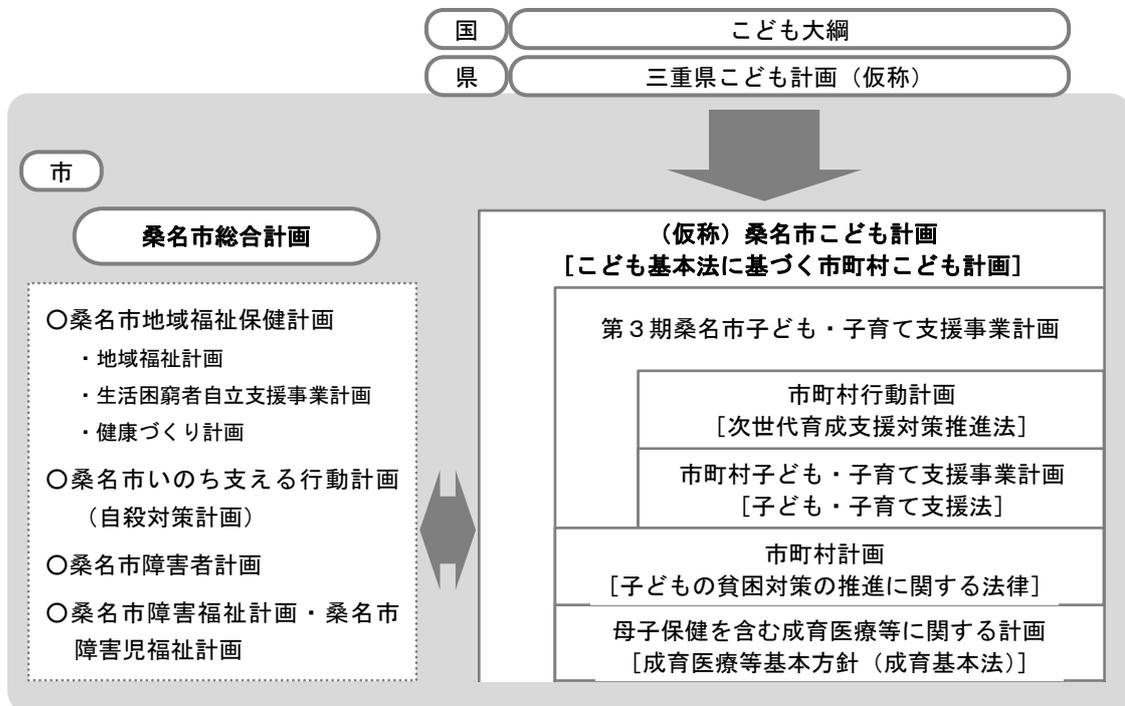
本計画は、これまで、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定され、推進されてきた「桑名市子ども・子育て支援事業計画」の枠組みと内容を継承しながら、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、国の「こども大綱」及び「三重県こども計画（仮称）」を勘案し策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための母子保健計画の内容を包含して策定します。

(2) 他計画との関係

本計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域福祉保健計画」「桑名市障害者計画」「桑名市障害福祉計画・桑名市障害児福祉計画」等の本市の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

〔計画の位置づけ〕



3 計画の期間

本計画は、桑名市におけるこども施策の指針として、これまで計画・推進してきた次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ、こども施策を総合的に進めるための計画です。そこで、従来の計画期間を踏襲し5年を1期として策定します。したがって、今回の計画では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

〔計画期間〕

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画									
					(仮称) 桑名市こども計画				

4 計画の策定体制と手法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て中の当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等25人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、グループワークの手法も導入しながら、審議を行います。

(2) アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前のこどものいる家庭には、全てを対象にニーズ調査を実施しました。

さらに、こども・若者の生活実態を把握するとともに、仕事、将来、居場所等に関する意見を聴取するため、13～29歳の市民を対象に生活実態・意識調査を実施しました。

これらの調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議での検討を経て作成しました。

(3) ヒアリング調査及びワークショップ等の実施

(2)のアンケート調査の対象とならない人や定型的な調査では把握が難しい個別のニーズがあること等を配慮し、中学生、高校生、ケアリーバー、妊婦、子どもの父親、ひとり親家庭の保護者、子育て中の外国人、多胎児の保護者、医療的ケア児の保護者、発達に支援の必要な子どもの保護者、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、学童保育所支援員等、ファミリー・サポート援助会員、こども食堂運営スタッフ等を対象にヒアリング調査を実施しました。

また、津田学園中学校・高等学校の協力のもと、「みんなでつくる桑名の明日～中高生が考えるまちづくり～」をテーマに中高生によるワークショップを開催し、本計画の策定はもとより、市政に対する意見・提案の聴取を行いました。

さらに、桑名市と連携協定を結んだ愛知大学の3年生で地方自治や政策を学んでいるゼミ生の参加を得て「若者が描く子ども施策・少子化対策ワークショップ」を開催し、自分自身が育ってきた地域での子ども時代を振り返り、当事者としての喜びや苦しみを考えるほか、自分が大人となり社会を生きていく時に大切にしたい価値観やありたい暮らしのイメージなどを考えてもらいました。

※ 参加した学生については、令和6年度第3回子ども・子育て会議への参加を調整しています。

5 基本理念

13～29歳の市民を対象とした「子ども・若者の生活実態・意識調査」の結果によると、桑名市について、70%以上が愛着や親しみを感じており、80%以上が住みやすいと感じています。こうした若い世代が桑名市に魅力を感じて、ここに住み続けたいと思えるよう、一人ひとりの気持ちや意見を大切にして、子ども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのためには、当事者である子ども・若者はもとより、保護者や家族が幸せな状態でいられることが重要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によると、多くの保護者が、子育てや子どもの発達に不安を抱えながらも、こどもの存在が自分の人生や生活を楽しく豊かにし、生きがいになっていることがわかりました。

桑名の子ども・若者が周囲の愛情に包まれながら、ここに生まれ、育ってよかったと実感でき、笑顔にあふれるまちづくりが実現するよう、子ども・若者の育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題であるという認識のもと、市民一人ひとりが、子ども・若者の健やかな育ちと、若い世代の夢や希望の実現を第一に考え、地域住民、学校、教育・保育施設、企業、行政等が、ともに支え合い、協力・連携して活動しなければなりません。

本計画においては、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画の基本理念の内容を継承し、市民はもとより桑名市に関わる全ての人が、子ども・若者の笑顔があふれるまちを目指して、こどもまんなか社会の実現に努めていきます。

（仮）全員参加でつながりつくろう
こども・若者の笑顔が輝くまち
～こどもまんなか社会実現のために～

6 基本的な視点

本計画は、桑名のこども・若者、こどもを育てる保護者・家庭を、地域全体で見守り支えるための指針です。

「桑名市次世代育成支援行動計画」に始まり「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を経て、連綿と続いている少子化対策と子ども・子育て支援を中心とした計画であり、〈こども・若者〉〈保護者・家庭〉〈地域〉の3つの視点に立って、内容を検討し策定します。

▼視点1 こども・若者

本計画の主役は、こども・若者です。こども・若者が個人として尊重され、人権が保障されること、そして彼らの主体性を重んじ、その意見や声にできる限り耳を傾け、〈こども・若者〉の視点に立った取組を進めます。また、こども・若者が成長する過程において、豊かな人間性を形成し、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて長期的な視野に立った取組を進めます。

▼視点2 保護者・家庭

すべての保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、また、若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生き育てられるよう、妊娠期から切れ目なく見守り、適宜必要な支援を行うことにより、〈保護者・家庭〉の視点に立った取組を進めます。

▼視点3 地域

こども・若者は、未来の桑名を担う存在であるとともに、今の桑名を構成している大切な存在です。自立した個人として自己を確立していけるよう、保護者・家庭はもとより、地域社会全体で支援する体制を整える必要があります。

また、子育ては、保護者・家庭だけではなく、地域住民、企業、行政等が、こども・若者の育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。

地域のさまざまな主体の役割を明確にし、連携と協力による〈地域〉の視点に立った取組を進めます。

7 基本目標

桑名市における「こどもまんなか社会」の実現を目指し、3つの基本的な視点から施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開していきます。

基本目標 1 こども・若者が将来にわたって幸せな状態で生きられるよう見守り支える

こども・若者は、明日の桑名を担う存在であるとともに、一人の市民として今現在を生きている存在です。したがって、一人ひとりの個性や多様性が尊重され、尊厳が守られなければなりません。

全てのこども・若者が笑顔でいられるよう、心身の状況や置かれている環境などにかかわらず、その権利が擁護されるとともに、心身ともに健やかに成長できるよう、ライフステージに応じて切れ目のなく対応し、きめ細やかに支援する体制を整えていきます。

そして、こどもたちが家庭において愛情を感じながら育つことの大切さを認識した上で、こどもの豊かな心と生きる力を育むための教育や取組を推進していきます。また、心身の障害、国籍、経済的な状況等により支援が必要な場合でも、個々の状況に応じた支援がなされるよう配慮していきます。

●取組の方向性

- ☆こどもの権利を守るための取組
- ☆生まれ育つこどもへの健康支援（成育医療等の取組の推進）
- ☆こどもの健やかな育ちを支える環境づくり
- ☆特別な支援を要するこども・若者への支援
- ☆次代を担うこども・若者等への支援

基本目標 2 保護者・家庭の安定を寄り添いながら見守り支える

こども・若者が笑顔で健やかに成長するためには、保護者をはじめ家族全員が、経済的な不安や地域での孤立感を感じることなく、過度の負担を抱くこともなく、ゆとりを持って、こども・若者に向き合えることが重要です。

保護者が自信を持って子育てに取り組むことができ、そこに喜びや希望を見いだせるよう、保護者の自己肯定感を高めるための支援を行っていきます。

また、保護者の孤独・孤立、さまざまな不安から発せられるSOSをできる限り迅速に漏らすことなく受け止められるよう、伴走型の相談・支援体制の構築を図るとともに、DXを活用した情報提供の強化を進めます。

さらに、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果にあるように、男性の子育てへの参画が進んできており、それぞれが意思を尊重し合い、多様な働き方、多様な子育てができ、仕事と生活の調和が図られるよう、市民意識の醸成、支援体制の充実、地元企業等への協力要請等、環境を整えていきます。

●取組の方向性

- ☆保護者の子育て力を育て高めるための支援
- ☆多様な働き方、多様な子育ての仕方の支援
- ☆子育て家庭に寄り添う相談体制の構築と情報提供の強化
- ☆支援が必要な家庭を支える取組の充実

基本目標3 地域全体で子ども・若者と保護者・家庭を見守り支える

すべての子ども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るためには、保護者・家庭も含め、それを地域全体が支え、見守られなければなりません。

桑名には、豊かな自然や長い時間をかけて守り育んできた誇るべき文化・伝統、人と人とのつながりがあります。こうした背景のもとに、生まれ育った子ども・若者たちは、地域の宝であり、彼らの夢や希望が実現することは、地域の活性化につながります。

桑名の子ども・若者が、この地で働き、家族をつくり、親や保護者となっていくことができるよう、地域ぐるみで環境を整え、地域全体を安全で、安心して居られる場所としていきます。

また、一人の市民として、子ども・若者が多様な社会活動に参画するとともに、その意見や提案が市政やまちづくり反映される仕組みをつくっていきます。

さらに、地域にあるさまざまな資源が、子ども・若者の健やかな成長と自立のために最大限発揮されるよう、地域の協力体制を構築していきます。

●取組の方向性

- ☆地域で子ども・若者の育ちを支える体制の推進
- ☆子ども・若者の意見を取り入れたまちづくり
- ☆地域・支え手を支える環境づくり
- ☆地域の身近な子育て支援の環境づくり